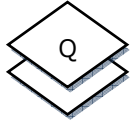




労働相談Q & Aで解決！

契約更新



6か月間の契約を5回更新しています。先日、次の更新はありませんと伝えられ、戸惑っています。

A 使用者に対し、契約を更新しない理由を確認し、納得がいかず働きたい場合は、更新を交渉してみましょう。

解説はこちら

- 労働契約に雇用期間の定めがある契約を有期労働契約といいます。有期労働契約は、原則として、期限が来たら終了します。契約を更新するかどうかは、あらかじめ契約更新に関する取り決めがない限り、改めて労使双方で話し合うこととなります。
- 有期労働契約であっても、反復更新され、実際には長期にわたって雇用されている場合もあります。この場合、契約の形式が有期労働契約であっても、雇用期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態に至っている契約である場合や、反復更新の実態、契約締結等の経緯から雇用継続への合理的期待が認められる場合は、使用者が契約の更新を拒絶すること（雇止め）には、解雇に相当する理由が必要です（労働契約法第19条）。
- 具体的には、次のような事項について状況を確認し、個々の事例に応じて判断します。
 - ・ 従事する仕事の種類・内容・勤務の形態がどのようなものか（季節的、臨時的な仕事でなく恒常的に行われている仕事か、業務内容は正社員と同じか など）
 - ・ 労働者の地位が基幹的なものか、臨時的なものか、労働条件は正社員と同じか
 - ・ 継続雇用を期待させるような言動があったか（採用に際して雇用契約の期間や更新の見込み等について使用者から説明があったか など）
 - ・ 契約更新の回数や期間（反復更新されていたか、勤続年数ほどの程度か など）
 - ・ 契約更新時における手続きはどうだったか（更新時の意思確認がなく形式的ではなかったか、契約の締結時に次回更新がない旨の合意があったか など）
 - ・ 同様の地位にある他の労働者は雇い止めされているかこれらの状況から、形式上、有期労働契約となっても、実質的には雇用期間の定めのない雇用と同視できる場合や、契約の更新について合理的な期待が認められる場合は、客観的、合理的な理由があつて社会通念上相当であると認められない限り、雇止めはできません。
- 使用者は、雇止めの予告後や雇止めの後に労働者から雇止めの理由についての証明書を請求された場合、遅滞なくこれを交付しなければなりません。
- 雇止めの理由には、契約期間の満了とは別の理由が必要です。

- 使用者は、有期労働契約の締結時（採用時）に契約更新の有無、更新する場合の判断基準を文書で明示しなければなりません（労働基準法第15条第1項）。
- 使用者は、3回以上更新されている有期労働契約や1年を超えて継続して雇用されている労働者の契約を更新しない場合（あらかじめ契約を更新しない旨を明示されているものを除く。）には、契約期間が満了する日の30日前までに予告をしなければなりません。
- 使用者は、契約を1回以上更新し、かつ、1年を超えて継続して雇用している有期契約労働者との契約を更新しようとする場合は、契約の実態及びその労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければなりません（契約期間の上限は、原則3年）。

どうすれば？

- 契約の実態について、事実関係を確認しましょう。
- 使用者に対し、契約更新しないこと（雇止め）の理由を確認しましょう。この場合、雇止めの理由証明書の交付を求めるという方法もあります。期間満了が理由なのか、それ以外の理由があるのかを確認します。
- 雇止めの理由に納得がいかず、働き続けたい場合は、使用者にそれを伝え、契約の更新を交渉してみましょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電 話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>
- 山梨労働局総合労働相談コーナー
山梨労働局雇用環境・均等室内
電 話 055 (225) 2851
甲府労働基準監督署内（管轄区域：都留及び鯉沢労働基準監督署管轄以外の地域）
電 話 055 (224) 5620
都留労働基準監督署内（管轄区域：都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡）
電 話 0554 (43) 2195
鯉沢労働基準監督署内（管轄区域：南巨摩郡、西八代郡）
電 話 0556 (22) 3181